

令和7年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
1-1	東名開発株式会社	海部郡蟹江町大字蟹江新田字前波 227-3	R7.4.22	R7.5.5	2週間	令和7年1月24日、海部建設事務所発注の「緊急河川浚渫維持工事（その4）（週休2日）」において、作業員が、伐採した雑木をパッカー車に積み込める大きさにするため、1人でチェーンソーにて切断作業を行っていたところ、片手でチェーンソーを操作し、その手と交差する形で左手で伐木を持ったことから、チェーンソーに左腕の服が巻き込まれ、左腕を切る事故が発生した。これにより、全治約2週間（休業0日）の軽傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事故調査委員会において元請業者、一次下請業者及び二次下請業者が著しく安全管理義務を怠ったと判断されたことから、元請業者である東名開発株式会社、一次下請業者であるフジ造園土木株式会社蟹江営業所及び二次下請業者である松香造園株式会社に対して指名停止を行う。	海部建設事務所	愛西市西川端町地内	要領第4条第1項 (別表第1-7)
1-2	フジ造園土木株式会社蟹江営業所	海部郡蟹江町大字蟹江新田字下市場19-1	R7.4.22	R7.5.5	2週間				
1-3	松香造園株式会社	あま市七宝町川部二屋敷23	R7.4.22	R7.5.5	2週間				